

地方消費税（社会保障費分）の使途について

地方税法（昭和 25 年法第 226 号）第 72 条の 115 の規定により木祖村に交付された『地方消費税市町村交付金』の使途（使い道）について公表します。

交付金の額（社会保障費分）	交付金の使途（使い道）
24,043 千円	社会福祉協議会交付金
	予防接種事業

◇社会福祉協議会における主な事業内容（事業費：37,386 千円）

○介護保険サービス

- ・訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援 等

○障がい福祉サービス、子育て支援

- ・居宅介護支援、重度訪問支援（ホームヘルプサービス）
- ・生活サポート、子育て支援（ホームヘルパー派遣） 等

○高齢者等の支援

- ・配食サービス
- ・ミニデイサービス
- ・高齢者世帯等除雪支援
- ・福祉有償運送 等

○相談事業

- ・『心配ごと相談』
- ・『無料法律相談』 等

○交流・居場所・学習会の開催及び活動支援

- ・「災害時支え合いマップ」の見直し事業
- ・ふれあいクッキング
- ・認知症サポート養成講座
- ・「すずめ塾」、「家庭介護者のつどい」、「手話サークル」の活動支援
- ・「手芸サロン」、「各地区いきいきサロン」等の活動支援
- ・広報誌『ひよこ』の発行 等

○募金活動の推進

○催しの実施

- ・『住民のつどい』の開催
- ・『いきいき講座』の開催 等

◇予防接種事業における主な事業内容（事業費：5,256千円）

○小児関係

※定期予防接種

乳幼児の個別接種は、B型肝炎ウイルス・Hib・小児肺炎球菌・四種混合・三種混合・単独不活化ポリオ・BCG・麻しん風しん混合1期・水痘・子宮頸がん※2・日本脳炎2期予防接種について、予防接種相互乗り入れ事業を活用し個別接種により実施した。新生児訪問の際、全保護者へ予防接種の説明及び予診票の配布を行い、対象者への通知の発送や保健だよりにて周知し実施した。未接種者には、個々で電話による接種勧奨を行った。

※任意予防接種費

- ・ロタウイルスワクチン
- ・おたふく風邪
- ・季節性インフルエンザ
- ・風しん

○高齢者関係

- ・インフルエンザ予防接種
- ・肺炎球菌予防接種